

平成 3 0 年 5 月 3 0 日

議 案

5 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第 1 号

常総市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について

常総市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 30 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、行政不服審査法に基づく審査請求に対し、その審理手続の遂行に必要な知識及び経験を有する者を非常勤の特別職である審理員として委嘱することができる旨の規定を新たに加える改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

常総市行政不服審査法施行条例（平成28年常総市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（審理員）

第2条の2 市長は、審理手続（法第2章第1節又は第3節に規定する審理手続をいう。次項において同じ。）を行わせるため、必要があると認めるときは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として審理員を置くことができる。

- 2 審理員は、審理手続を遂行するために必要な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 審理員の勤務時間、勤務日等については、市長が別に定める。
- 4 審理員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「及び情報化統括補佐官」を「、情報化統括補佐官又は審理員」に改める。

別表第1 情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の次に次のように加える。

審理員	日額	30,000円	常勤の特別職
-----	----	---------	--------

別表第5 市外在住の情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の次に次のように加える。

市外在住の審理員	一般職の旅費相当額
----------	-----------

議案第2号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、昨年4月の副市長の就任及び本年4月の教育長の就任に伴い、条例中に規定する給料及び旅費に関する特例措置の期間について、副市長及び教育長のそれぞれの任期と整合を図ることとし、その期限を延伸する改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例（平成15年水海道市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成30年11月30日まで」を「平成33年3月31日まで」に改める。

第3条中「平成28年12月12日まで」を「平成31年9月30日まで」に改める。

第4条中「平成32年8月2日まで」を「平成33年3月31日まで」に改める。

附則第2項中「平成32年8月2日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条の規定は、平成28年12月13日から適用する。

議案第3号

財産の処分について

次のとおり財産を売却したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 土地の所在地, 種別及び面積
 - (1) 所在地 常総市豊岡町字河原甲52番1外15筆
 - (2) 種 別 雑種地
 - (3) 面 積 11,964.83平方メートル（実測）
- 2 売却の方法 随意契約
- 3 売却価格 28,754,066円
- 4 売却の相手方 茨城県筑西市二木成1753番地
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局下館河川事務所
所長 里村真吾

提案理由

本案は、旧豊岡球場の敷地について、鬼怒川堤防拡幅工事の計画区域内に位置するため、国に売却することとし、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、これを提出する。

議案第4号

常総市税条例等の一部を改正する条例について

常総市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、個人所得課税の見直し、たばこ税の税率の引上げ、中小企業の設備投資を促進するための固定資産税の特例措置の創設等に関する改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市税条例等の一部を改正する条例

(常総市税条例の一部改正)

第1条 常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第49条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第26条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第37条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第49条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第95条を第95条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。
（製造たばこの区分）

第95条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第96条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第96条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
第97条第1項中「第95条第1項」を「第95条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第101条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右

欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「ア パイプたばこ」を「ア 葉巻たばこ」に、「イ 葉巻たばこ」を「イ パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「計算に関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第97条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第95条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第95条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第

468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第97条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第98条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第99条第3項中「第95条」を「第95条の2」に改める。

第101条第1項中「第95条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第6条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第12条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に次の1項を加

える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第25条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 常総市税条例の一部を次のように改正する。

第97条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第12条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 常総市税条例の一部を次のように改正する。

第97条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第98条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 常総市税条例の一部を次のように改正する。

第97条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第98条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 常総市税条例の一部を次のように改正する。

第96条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第97条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式た

ばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(常総市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 常総市税条例の一部を改正する条例(平成27年常総市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「常総市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第95条第1項」を「常総市税条例第95条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中常総市税条例第37条の2第1項の改正規定及び同条例附則第25条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中常総市税条例第97条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中常総市税条例第25条第1項及び第3項並びに第49条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中常総市税条例第26条第1項第2号、同条第2項、第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第6条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (9) 第1条中常総市税条例附則第12条の2の改正規定 生産性向上特別措置

法（平成30年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の常総市税条例第25条第1項及び第3項並びに第49条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項

において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(常総市税条例の一部を改正する条例(平成27年常総市条例第41号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(第1条の規定(附則第1条第1号、第4号、第6号及び第9号に掲げる規定を除く。)による改正後の常総市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第95条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第21条、第101条第4項及び第5項、第103条の2並びに第104条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第101条第1項若	常総市税条例等の一部を改正する
------	-----------	-----------------

	しくは第2項,	条例（平成30年常総市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項,
第21条第2号	第101条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第21条第3号	第82条の6第1項の申告書, 第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第132条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第101条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第101条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第103条の2第1項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第104条第2項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第102条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申

告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第21条第3号の項中「第82条の6第1項の申告書、第101条第1項」とあるのは、「第101条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の常総市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第21条、第101条第4項及び第5項、第1

03条の2並びに第104条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第101条第1項若しくは第2項,	常総市税条例等の一部を改正する条例（平成30年常総市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項,
第21条第2号	第101条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第21条第3号	第82条の6第1項の申告書, 第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第132条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第101条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第101条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第103条の2第1項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第104条第2項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第102条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書

類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の常総市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第21条、第101条第4項及び第5項、第103条の2並びに第104条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第101条第1項若しくは第2項,	常総市税条例等の一部を改正する条例（平成30年常総市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項,
第21条第2号	第101条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第21条第3号	第82条の6第1項の申告書, 第101条第1項若しくは第2項の申告書又は第132条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第101条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第101条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第103条の2第1項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第104条第2項	第101条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

5 33年新条例第102条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、

又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第5号

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、石下総合福祉センターの使用料について、受益に応じた適正な負担を求める必要があると認められることから、その額を改めるとともに、条例中に減免事由等を規定するほか、地方自治法の規定に基づく指定管理者制度に係る必要な規定を新たに加える改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 福祉及び保健に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進並びに福祉サービスの充実を図り、もって市民の福祉の向上並びに健康の保持及び増進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常総市石下総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。

2 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 常総市石下総合福祉センター

(2) 位置 常総市新石下4365番地

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。）及び教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）をいう。

(2) 任意団体 ボランティア団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けた特定非営利活動法人をいう。）その他地域における任意の団体であって、次に掲げる活動を行っていないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定す

る公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動

(3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ アからウまでに掲げる者のほか、これらに準ずる者として市長が認める者

第7条第1号中「秩序」の次に「を乱し、」を加え、「乱す」を「害する」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第11条第2項ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第12条を次のように改める。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 市内の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合

(3) 構成員の半数以上を中学生以下の市民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

(4) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

(5) 福祉、保健等の普及等を目的として活動している任意団体であって、市長が認めるものが使用する場合

(6) 中学生以下の市民又は障害者である市民(当該障害者である市民の介護のため現に同伴する者1名を含む。)が使用する場合(浴室の使用に限る。)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することができる

きる。この場合において、減額の割合は、2分の1とする。

- (1) 市外の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合
- (2) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (3) 構成員の半数以上を中学生以下の者で占める任意団体（前項第3号に該当する任意団体を除く。）がその設立の目的のために使用する場合
- (4) 高校生である市民又は65歳以上の市民が使用する場合（浴室の使用に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

4 第2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生ずるときは、これを切り上げるものとする。

第13条第3号中「認めた」を「認める」に改める。

第15条を第21条とし、第14条を第20条とし、第13条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 福祉センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年水海道市条例第12号）の定めるところによる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 福祉センターの施設の使用の許可等に関する業務
- (3) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が福祉センターの管理上必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、

適正に福祉センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 市長は、福祉センターの施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、第11条第2項の規定にかかわらず、指定管理者から使用の許可を受けたときに利用料金を納入するものとする。

2 利用料金は、市長が公益上必要があると認める場合を除き、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第19条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、第13条各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

施設等の区分\使用単位及び金額	使用単位	金額	
		市民等	市民等以外
大会議室	1室につき	250円	500円
研修室1	1時間	100円	200円
研修室2		100円	200円
調理室		150円	300円
教養娯楽室		150円	300円
機能回復訓練室		350円	700円
浴室	1人	350円	700円
カラオケ機器	1曲	100円	100円

備考

1 この表において「市民等」とは、市民又は市内の団体（主たる事務所の

所在地が市内に存する団体であって構成員の半数以上を市民で占める団体をいう。)をいい、「市民等以外」とは、これら以外の者をいう。

- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第11条第1項及び第12条の規定は、平成30年10月1日以後の福祉センターの施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の福祉センターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第11条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における調理室、教養娯楽室又は機能回復訓練室の使用に係る使用料にあつては別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とし、浴室の使用に係る使用料にあつては同表中「350円」とあるのは「300円」と、「700円」とあるのは「600円」とする。

議案第6号

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、児童福祉法に基づいて条例で定めるべき放課後児童健全育成事業の基準を規定する厚生労働省令が改正されたことから、当該省令と同様の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が相当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第7号

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、茨城県医療福祉制度が改正され、医療福祉費の支給の対象範囲が拡大されたことに伴い、支給対象年齢を18歳に引き上げる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水海道市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2」に改める。

第4条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は同法第88条第1項」を「，同法第88条第1項」に改め、「指定訪問看護を受けた場合」の次に「又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合」を加え、「又は指定訪問看護事業者」を「，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項第1号中「又は指定訪問看護を受けた」を「，指定訪問看護又は手当を受けた」に、「又は指定訪問看護事業者」を「，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同条第4項中「医療，保険外併用療養費，医療費及び訪問看護療養費」を「療養の給付，保険外併用療養費，療養費及び訪問看護療養費」に改め、同条第6項中「又は指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合」を「，指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合」に、「費用を，又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用」を「費用，当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者に支払うべき費用又は当該手当に関し当該保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用」に、「又は指定訪問看護事業者に支払うこと」を「，当該指定訪問看護事業者又は当該保険医療機関等以外のその他の者に支払うこと」に改め、同条第7項中「当該医療」の次に「，指定訪問看護又は手当」を加える。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第2号中「15歳」を「18歳」に、「その父若しくは母」を「その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母」に、「小児の父母」を「小児の配偶者若しくは父母」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2号, 第4条第1項及び第5条第1項第2号の改正規定 平成30年10月1日
 - (2) 第5条第1項第1号の改正規定 平成31年6月1日
- 2 この条例による改正後の第2条第2号, 第4条第1項及び第5条第1項第2号の規定は, 平成30年10月1日以後の診療について適用し, 同日前の診療に係る医療福祉費の支給については, なお従前の例による。

議案第8号

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、医療福祉費の支給の対象範囲の拡大に伴い、すくすく医療費の支給の対象範囲について、既婚者等を除く要件をなくし、医療福祉費との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市すくすく医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市すくすく医療費支給に関する条例（平成17年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「中学生」を「生徒等」に、「15歳」を「18歳」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「及び高校生等」を削り、同条第2項中「中学生」を「生徒等」に改め、同条第3項中「中学生、高校生等」を「生徒等」に改める。

第6条中「中学生若しくは高校生等」を「生徒等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の常総市すくすく医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前の診療に係るすくすく医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第9号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 水海道中学校屋内運動場長寿命化工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 213,840,000円 |
| 4 契約の相手方 | 染谷工務店・染谷建設特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県常総市水海道淵頭町2982番地
株式会社染谷工務店
代表取締役 服部 明浩 |

提案理由

本案は、去る5月21日に一般競争入札を行った水海道中学校屋内運動場の長寿命化工事について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第10号

常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1
項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、生涯学習センターの使用料について、受益に応じた適正な負担を求め
る必要があると認められることから、その額を改めるとともに、条例中に減免事
由等を規定することとし、用字等のほか別表に定める金額を改正するため、これ
を提出する。

常総市条例第 号

常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成8年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の自ら学習する意欲と能力を醸成し、生涯学習活動の総合的な推進と効果的な援助を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、常総市生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 常総市生涯学習センター

(2) 位置 常総市水海道天満町4684番地

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。）及び教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）をいう。

(2) 任意団体 ボランティア団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けた特定非営利活動法人をいう。）その他地域における任意の団体であって、次に掲げる活動を行っていないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になる

うとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動

(3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第3条第3号中「設置目的」を「設置の目的」に改める。

第6条第1号中「秩序」の次に「を乱し、」を加える。

第7条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、営利を目的とした使用に係る使用料は、別表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。

第8条を次のように改める。

（使用料の減免）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 市内の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合

(3) 構成員の半数以上を中学生以下の市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

(4) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することができる。この場合において、減額の割合は、2分の1とする。

(1) 市外の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合

(2) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

(3) 構成員の半数以上を中学生以下の者で占める任意団体（前項第3号に該当

- する任意団体を除く。)がその設立の目的のために使用する場合
- 3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。
 - 4 第2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 5 第1項又は第2項の規定にかかわらず、営利を目的とした使用の場合は、使用料の減額又は免除は、行わない。

第9条の見出し中「不還付」を「返還」に改め、同条本文中「還付しない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に、「還付する」を「返還する」に改める。

第10条中「損害が生じることがあっても、教育委員会は」を「生じた損害について、教育委員会は、」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第7条関係）

施設等の区分\使用単位及び金額		使用単位	金額（円）	
			市民等	市民等以外
多目的ホール		1室につき1時間	700	1,400
1階	会議室1		50	100
	会議室2		150	300
	展示室1		300	600
2階	創作室1		100	200
	創作室2		150	300
	研修室		200	400
	和室		300	600
	展示室2		200	400
ピアノ			1台	5,250
ビデオプロジェクター		1,050		2,100

備考

- 1 この表において「市民等」とは、市民又は市内の団体（主たる事務所の所在地が市内に存する団体であって構成員の半数以上を市民で占める団体をいう。）をいい、「市民等以外」とは、これら以外の者をいう。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上

げるものとする。

3 ピアノの使用料には，調律料は含まない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の規定は，平成30年10月1日以後の施設等の使用について適用し，同日前の施設等の使用については，なお従前の例による。

議案第 11 号

常総市風土博物館条例の一部を改正する条例について

常総市風土博物館条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 30 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、坂野家住宅の使用料について、使用実態に応じた金額に改めるとともに、条例中に減免事由等を規定するほか、用字等の整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市風土博物館条例の一部を改正する条例

常総市風土博物館条例（平成13年水海道市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の教育，学術及び文化の発展に寄与するため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき，常総市風土博物館（以下「風土博物館」という。）を設置する。

2 風土博物館の名称及び位置は，次のとおりとする。

- (1) 名称 水海道風土博物館坂野家住宅
- (2) 位置 常総市大生郷町2037番地

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。
- (2) 任意団体 ボランティア団体，NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けた特定非営利活動法人をいう。）その他地域における任意の団体であって，次に掲げる活動を行っていないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，若しくはこれらに反対することを目的とする活動

(3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定

により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第3条第1項中「水海道風土博物館坂野家住宅（以下「坂野家住宅」という。）」を「風土博物館」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「坂野家住宅」を「風土博物館」に改め、同項第2号中「付属する」を「附属する」に改め、同条第2項中「次の各号の」を「，次に掲げる」に改め、同項第1号中「第1条」を「設置」に改める。

第5条を次のように改める。

（休館日）

第5条 風土博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（ただし、同日が祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）の場合は、同日後において同日に最も近い祝日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第6条中「に定める時間とし、施設の使用時間についても同様」を「のとおりに」に改め、同条ただし書を削る。

第19条を第21条とし、第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第18条第2項中「前項の」を「前項本文に規定する」に改め、同条を第20条とする。

第17条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条を第19条とする。

第16条ただし書中「認めた」を「認める」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第3号中「，火気」を「火気」に改め、同条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に改め、同条第6号中「認めた」を「認める」に改め、同条を第18条とする。

第15条の見出し中「不還付」を「返還」に改め、同条本文中「還付しない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「特別の理由があると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に、「減免する」を「免除する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 市内の学校が教育活動で使用する場合
- (3) 構成員の半数以上を小学生又は中学生である市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (4) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

第14条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することができる。この場合において、減額の割合は、2分の1とする。

- (1) 市外の学校が教育活動で使用する場合
- (2) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (3) 構成員の半数以上を小学生又は中学生で占める任意団体（前項第3号に該当する任意団体を除く。）がその設立の目的のために使用する場合

3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

第14条を第16条とする。

第13条第1項中「第9条」を「第11条」に改め、「ときに」の次に「別表第3に定める」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、営業目的等の使用に係る使用料は、1時間につき10,000円とする。この場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「第9条」を「第11条」に改め、同条第5号中「第8条各号」を「第10条各号」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「第8条各号」を「第10条各号」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第9条第1項中「の変更」を「を変更し、」に、「取消しをしよう」と「取り消そうと」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、風土博物館の管理のため必要な範囲内で前項の許可に条件を

付することができる。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。
(入館料の減免)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより入館料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 常総市又は教育委員会が主催する事業により入館する場合 免除
- (2) 市内の学校の教育活動により入館する場合 免除
- (3) 障害者（当該障害者の介護のため現に同伴する者1名を含む。）が入館する場合 免除
- (4) 65歳以上の者が入館する場合 免除
- (5) 市外の学校の教育活動により入館する場合 5割減額

2 前項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、入館料を免除し、又は減額することができる。

第7条中「の展示資料等を観覧しようとする者」を「に入館しようとする者」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に係る入館料は、無料とする。

- (1) 小学校就学前の者
- (2) 営業を目的とする写真、映画等の撮影のために施設を使用する場合又は第6条の開館時間以外の時間に施設を使用する場合（以下これらを「営業目的等の使用」という。）であって、第15条第2項の規定による使用料を支払って入館する者

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(開館時間の変更等)

第7条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日に開館し、若しくは臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	開館時間	入館時間
4月から10月まで	午前9時から午後6時まで	午後5時まで
11月から3月まで	午前9時から午後5時まで	午後4時まで

別表第2中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において「児童及び生徒」とは、学校に在学する者をいう。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

区分	使用料		
	午前	午後	全日
書院1階	1,000円	1,000円	2,000円
書院2階	1,000円	1,000円	2,000円
敷地等	20,000円	20,000円	40,000円

備考

1 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 午前 午前9時から正午までをいう。

(2) 午後 午後1時から午後6時まで（11月から3月までの間にあつては午後5時まで）をいう。

(3) 全日 午前9時から午後6時まで（11月から3月までの間にあつては午後5時まで）をいう。

(4) 敷地等 風土博物館の敷地（駐車場を除く。）及び建物の全部をいう。

2 使用時間がその区分の全時間に満たない場合であっても、その区分の使用料を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の常総市風土博物館条例の規定は、平成30年10月1日以後の風土博物館の入館又は施設の使用について適用し、同日前の風土博物館の入館又は施設の使用については、なお従前の例による。

議案第12号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、社会体育施設の使用料について、受益に応じた適正な負担を求める必要があると認められることから、その額を改めるとともに、条例中に減免事由等を規定することとし、用字等のほか別表に定める金額を改正するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条の見出し中「不返還」を「返還」に改め、同条ただし書中「第7条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とする。

第14条第1項中「第6条第1項」を「第7条」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第3項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第5条」を「第6条」に、「第8条」を「第10条」に、「第17条」を「第19条」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第2号中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「不返還」を「返還」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 市内の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合
- (3) スポーツの普及振興等を目的とする公共的団体が広く市民を対象として開催する大会に使用する場合
- (4) 構成員の半数以上を中学生以下の市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (5) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体がその設立の目的

のために使用する場合

(6) 中学生以下の市民が使用する場合（卓球練習場又はきぬ温水プールの使用に限る。）

(7) 障害者である市民（当該市民の介護のため現に同伴する者1名を含む。）が使用する場合（卓球練習場、トレーニング室若しくはトレーニングルーム又はきぬ温水プールの使用に限る。）

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料を減額することができる。この場合において、減額の割合は、2分の1とする。

(1) 市外の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合

(2) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

(3) 構成員の半数以上を中学生以下の者で占める任意団体（前項第4号に該当する任意団体を除く。）がその設立の目的のために使用する場合

(4) 高校生である市民が使用する場合（卓球練習場の使用に限る。）

(5) 65歳以上の市民が使用する場合（卓球練習場、トレーニング室若しくはトレーニングルーム又はきぬ温水プールの使用に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

4 第2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

5 第1項又は第2項の規定にかかわらず、営利を目的とする使用に係る基本使用料の減額又は免除は、行わない。

第6条第1項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「定める使用料」を「定める基本使用料及び別表第3に定める特別使用料（以下これらを「使用料」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、営利を目的とする使用（入場料を徴収する場合を除く。）に係る基本使用料は、別表第2に定める額の2倍に相当する額とする。

第6条第2項を削り、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。）及び教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）をいう。
- (2) 任意団体 ボランティア団体，NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けた特定非営利活動法人をいう。）その他地域における任意の団体であって，次に掲げる活動を行っていないものをいう。
- ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，若しくはこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

別表第1中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

施設の区分\金額				金額（円）		
				市民等	市民等以外	
水海道総合体育館	主競技場	半面		650	1,300	
		全面	入場料を徴収する場合		13,000	26,000
			入場料を徴収しない場合		1,300	2,600
	副競技場	入場料を徴収する場合		2,000	4,000	
		入場料を徴しない場合		200	400	
	会議室		100	200		
	卓球練習場		100	200		
	トレーニング室		100	200		
	石下総合体育館	メインアリーナ	半面		650	1,300
			全面	入場料を徴収する場合		13,000
入場料を徴収しない場合				1,300	2,600	
サブアリーナ		入場料を徴収する場合		2,000	4,000	
		入場料を徴収しない場合		200	400	
会議室		100	200			
柔道場・剣道場		300	600			
トレーニングルーム		100	200			
水海道球場				1,000	2,000	
石下球場				2,000	4,000	
豊田球場				500	1,000	
原山球場				500	1,000	
小貝球場				500	1,000	
天満運動場				500	1,000	
きぬサブグラウンド				450	900	
豊田サブグラウンド				450	900	
石下多目的広場				900	1,800	
吉野サン・ビレッジ		テニスコート		400	800	
		テニス練習場		150	300	
		サッカー場	半面		600	1,200
			全面		1,200	2,400

	フットサル場	300	600
きぬテニスコート		300	600
石下テニスコート		400	800
きぬ温水プール	大人（高校生以上）	400	400
	小人（小・中学生）	200	200
	幼児（小学生未満）	無料	無料
三妻プール		無料	無料

備考

- 1 この表において、「市民等」とは、市民又は市内の団体（主たる事務所の所在地が市内に存する団体であって構成員の半数以上を市民で占める団体をいう。）をいい、「市民等以外」とは、これら以外の者をいう。
- 2 卓球練習場又はトレーニング室若しくはトレーニングルームは1人につき1時間当たりの金額とし、きぬ温水プールは1人につき1回当たりの金額とし、これら以外の施設は1時間当たりの金額とする。
- 3 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 4 卓球練習場、トレーニング室若しくはトレーニングルーム又はきぬ温水プールの使用料は、回数券を用いて納入することができる。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第7条関係）

施設等の区分\金額				金額（円）
水海道総合体育館	主競技場	照明設備	半面	1,000
			全面	2,000
		冷暖房設備		4,200
		放送設備		1,000
	副競技場	照明設備		250
石下総合体育館	メインアリーナ	照明設備	半面	1,000
			全面	2,000
		放送設備		1,000
	サブアリーナ	照明設備		150
	柔道場・剣道場	照明設備		200
水海道球場		照明設備		4,300
石下球場		照明設備		4,300
きぬサブグラウンド		照明設備		1,250
吉野サン・ビレッジ	テニスコート	照明設備		250
	テニス練習場	照明設備		100
	サッカー場	照明設備	半面	650
			全面	1,250
フットサル場	照明設備		350	
きぬテニスコート		照明設備		250
石下テニスコート		照明設備		250

備考

- 1 放送設備は1回当たりの金額とし、照明設備又は冷暖房設備は1時間当たりの金額とする。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年10月1日以後の施設等の使用について適用し、同日前の施設等の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における水海道総合体育館、石下総合体育館、豊田球場、原山球場、小貝球場、天満運動場、きぬサブグラウンド、豊田サブグラウンド又は石下多目的広場の使用に係る基本使用料は附則別表第1に定める額とし、水海道総合体育館又は石下総合体育館の使用に係る特別使用料は附則別表第2に定める額とする。

附則別表第1（附則第3項関係）

施設の区分\金額			金額（円）		
			市民等	市民等以外	
水海道総合体育館	主競技場	半面	200	400	
		全面	入場料を徴収する場合	4,000	8,000
			入場料を徴収しない場合	400	800
	副競技場	入場料を徴収する場合	1,500	3,000	
		入場料を徴しない場合	150	300	
	会議室		100	200	
	卓球練習場		100	200	
トレーニング室		100	200		
石下総合体育館	メインアリーナ	半面	200	400	
		全面	入場料を徴収する場合	4,000	8,000
			入場料を徴収しない場合	400	800
	サブアリーナ	入場料を徴収する場合	1,500	3,000	
		入場料を徴収しない場合	150	300	
	会議室		100	200	
	柔道場・剣道場		150	300	

	トレーニングルーム	100	200
豊田球場		350	700
原山球場		150	300
小貝球場		150	300
天満運動場		150	300
きぬサブグラウンド		200	400
豊田サブグラウンド		200	400
石下多目的広場		450	900

備考

- この表において、「市民等」とは、市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）又は市内の団体（主たる事務所の所在地が市内に存する団体であって構成員の半数以上を市民で占める団体をいう。）をいい、「市民等以外」とは、これら以外の者をいう。
- 卓球練習場又はトレーニング室若しくはトレーニングルームは1人につき1時間当たりの金額とし、これら以外の施設は1時間当たりの金額とする。
- 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 卓球練習場又はトレーニング室若しくはトレーニングルームの使用料は、回数券を用いて納入することができる。

附則別表第2（附則第3項関係）

施設等の区分\金額				金額（円）
水海道総合体育館	主競技場	照明設備	半面	750
			全面	1,500
		冷暖房設備		4,200
		放送設備		1,000
	副競技場	照明設備		250
石下総合体育館	メインアリーナ	照明設備	半面	750
			全面	1,500
		放送設備		1,000
	サブアリーナ	照明設備		150

	柔道場・剣道場	照明設備	200
--	---------	------	-----

備考

- 1 放送設備は1回当たりの金額とし，照明設備又は冷暖房設備は1時間当たりの金額とする。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは，これを1時間に切り上げるものとする。

議案第13号

常総市学校施設の開放に関する条例について

常総市学校施設の開放に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、市立学校の施設を教育上支障のない範囲において市民の利用に供する学校開放について、受益に応じた適正な負担を求める必要があると認められることから、新たに使用料を徴収することとし、その額、減免事由その他学校開放の実施に必要な事項を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市学校施設の開放に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲において学校施設を地域住民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）により、市民の社会教育、スポーツ等の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開放施設 常総市立学校設置に関する条例（昭和39年水海道市条例第28号）第2条に規定する常総市立学校の校庭、体育館及び武道場並びにこれらに附属する設備等のうち、学校開放を行う学校施設をいう。
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(実施方法等)

第3条 常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校開放の実施に関し、常総市立学校の校長（次項において「学校長」という。）の意見を聴き、計画的な学校開放の実施方法を定めるものとする。

2 学校長は、学校開放の実施に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(団体の登録等)

第4条 開放施設を使用できる者は、あらかじめ教育委員会の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の登録を受けることができる団体は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者10人以上で構成され、その代表者が20歳以上の者である団体でなければならない。

3 教育委員会は、登録団体が偽りその他不正の手段により登録を受けたと認めるときその他登録団体として適当でないとき認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(使用の許可)

第5条 登録団体は、開放施設を使用しようとするときは、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の管理のため必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 営利を目的とした使用であると認めるとき。

(3) 開放施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が学校施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第7条 開放施設を使用しようとする登録団体は、第5条第1項の許可を受けたときは、次の各号に掲げる開放施設の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 体育館 1時間につき300円

(2) 武道場 1時間につき200円

2 前項の場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 構成員の半数以上を中学生以下の市民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）で占める登録団体が使用するとき 免除

(2) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める登録団体が使用するとき
免除

(3) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める登録団体が使用するとき
5割減額

2 前項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用団体（第5条第1項の規定による許可を受けた登録団体をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない理由により開放施設を使用することができなくなったときその他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用の許可を取り消し、使用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

(1) 教育委員会又は常総市立学校が公用又は公益のため学校施設を使用するとき。

(2) 使用団体がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は許可に付された条件に違反したとき。

(3) 使用団体が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可の取消しを受け、又は使用の中止若しくは停止を命ぜられたことにより生じた使用団体の損害については、教育委員会はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用団体は、開放施設を使用目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第12条 使用団体は、開放施設に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 使用団体は、開放施設の使用が終わったとき又は第10条第1項の規定により使用の許可の取消しを受け、又は使用の中止若しくは停止を命ぜられたときは、直ちに開放施設を原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第14条 使用団体は、開放施設を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の場合において、開放施設の汚損、若しくは毀損又は滅失が使用者の故意又は過失によるときは、使用団体は、当該開放施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第15条 開放施設の使用に伴って発生した事故は、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、使用団体がその責めを負うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における開放施設の使用に係る使用料は、同項各号に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

議案第14号

水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水海道シティハイツ集会所の使用について、受益に応じた適正な負担を求める必要があると認められることから、新たに使用料を徴収することとし、その額、減免事由等を定める改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例（平成15年水海道市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

常総市水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の社会教育活動の充実と発展を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、水海道シティハイツ集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

2 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 水海道シティハイツ集会所

(2) 位置 常総市水海道山田町1502番地10

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校等 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。）及び教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）をいう。

(2) 任意団体 ボランティア団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により設立の認証を受けた特定非営利活動法人をいう。）その他地域における任意の団体であって、次に掲げる活動を行っていないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定す

る公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動

(3) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第4条第2号中「集会所」を「水海道シティハイツ又は集会所」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 営利を目的とした使用であると認めるとき。

第5条を次のように改める。

(使用料)

第5条 使用者は、あらかじめ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

(1) 市民等(市民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)又は市内の団体(主たる事務所の所在地が市内に存する団体であって構成員の半数以上を市民で占める団体をいう。))をいう。) 1時間につき200円

(2) 前号に掲げる者以外の者 1時間につき400円

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 市内の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合

(3) 構成員の半数以上を中学生以下の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合

- (4) 構成員の半数以上を障害者である市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額することができる。この場合において、減額の割合は、2分の1とする。
- (1) 市外の学校等が保育又は教育の目的で使用する場合
- (2) 構成員の半数以上を65歳以上の市民で占める任意団体がその設立の目的のために使用する場合
- (3) 構成員の半数以上を中学生以下の者で占める任意団体（前項第3号に該当する任意団体を除く。）がその設立の目的のために使用する場合
- 3 前2項の規定にかかわらず、公益上必要があると市長が認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。
- (使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常総市水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年10月1日以後の集会所の使用について適用し、同日前の集会所の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第5条の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における集会所の使用に係る使用料は、同条各号に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。

(常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 4 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第16項中「水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例」を「常総市水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例」に改める。

議案第15号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西995	古間木754-1	古間木813

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、民間の開発行為に伴う開発区域内の道路であるが、当該開発行為の申請者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第16号

建設工事委託に関する協定の締結について

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年5月30日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 協定の目的 | 常総市公共下水道内守谷浄化センターの建設工事委託に関する協定 |
| 2 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 協定の金額 | 240,000,000円 |
| 4 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博 |

提案理由

本案は、公共下水道内守谷浄化センター建設工事について、平成30年度からの2箇年度継続事業として、2億4千万円の工事を日本下水道事業団へ委託するもので、4月6日に仮協定を締結したことから、これを提出する。